

昭和二十六年法律第九十三号

公営住宅法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 公営住宅の整備(第五条―第十四条)

第三章 公営住宅の管理(第十五条―第三十四条)

第四章 公営住宅建替事業(第三十五条―第四十三条)

第五章 補則(第四十四条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

三 公営住宅の建設 公営住宅を建設することをいい、公営住宅を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成すること(以下「公営住宅を建設するための土地の取得等」という。)を含むものとする。

四 公営住宅の買取り 公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び附帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること(以下「公営住宅を買い取るための土地の取得」という。)を含むものとする。

五 公営住宅の建設等 公営住宅の建設又は公営住宅の買取りをいう。

六 公営住宅の借上げ 公営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃貸することをいう。

七 公営住宅の整備 公営住宅の建設等又は公営住宅の借上げをいう。

八 公営住宅の供給 公営住宅の整備及び管理をすることをいう。

九 共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他公営住宅の同居者の共同の福祉のために必要な施設で国土交通省令で定めるものをいう。

十 共同施設の建設 共同施設を建設することをいい、共同施設を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成すること(以下「共同施設を建設するための土地の取得等」という。)を含むものとする。

十一 共同施設の買取り 共同施設として公営住宅の同居者の共同の福祉のために必要な施設を買い取ることをいい、その施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること(以下「共同施設を買い取るための土地の取得」という。)を含むものとする。

十二 共同施設の建設等 共同施設の建設又は共同施設の買取りをいう。

十三 共同施設の借上げ 共同施設として公営住宅の同居者の共同の福祉のために必要な施設を賃借することをいう。

十四 共同施設の整備 共同施設の建設等又は共同施設の借上げをいう。

十五 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅(第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。)を除き、又は現に存する公営住宅及び共同施設(第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。)を除き、又は買取りをしたものに限る。を除外する。以下「公営住宅等」という。の全部若しくは一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、若しくは新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業(新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに整備する事業を含む。)又は公営住宅等を建設した土地に近接する土地に、新たに当該除却する公営住宅に代わるべき公営住宅を建設し、若しくは新たに当該除却する公営住宅及び共同施設を建設する事業(複数の公営住宅及び共同施設を建設するために行うものに限る。)でこの法律で定めるところに従って行われるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。

十六 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

第十七条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

第十八条 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体に対して、公営住宅の供給に關し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えなければならない。

第十九条 都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対して、公営住宅の供給に關し、財政上及び技術上の援助を与えなければならない。

第二章 公営住宅の整備

第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

第六条 削除

第七条 国は、事業主体が住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設等をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公

営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共同施設の建設等(国土交通省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設等をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。)の二分の一を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が定める。

5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第十二号)第四十七条第二項の交付金

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第七条第二項の交付金

三 広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第十九条第二項の交付金

四 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第九十六条第二項の交付金

五 災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等

建設し、若しくは新たに当該除却する公営住宅及び共同施設を建設する事業(複数の公営住宅及び共同施設を建設するために行うものに限る。)でこの法律で定めるところに従って行われるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。

十六 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

第十七条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

第十八条 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体に対して、公営住宅の供給に關し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えなければならない。

第十九条 都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対して、公営住宅の供給に關し、財政上及び技術上の援助を与えなければならない。

第二章 公営住宅の整備

第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

第六条 削除

第七条 国は、事業主体が住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設等をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公

営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共同施設の建設等(国土交通省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設等をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。)の二分の一を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が定める。

5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第十二号)第四十七条第二項の交付金

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第七条第二項の交付金

三 広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第十九条第二項の交付金

四 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第九十六条第二項の交付金

五 災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等

に要する費用の三分の二を補助するものとす
る。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸
数の三割に相当する戸数（第十条第一項又は第
十七条第二項若しくは第三項の規定による国の
補助に係る公営住宅（この項本文の規定による
国の補助に係るものを除く。）で当該災害によ
り滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃
貸又は転貸をするものがある場合にあつては、
これらの戸数を控除した戸数）を超える分につ
いては、この限りでない。

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な
天然現象により住宅が滅失した場合で、その
滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は
一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその
区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。
二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅
失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一
市町村の区域内の住宅戸数の一割以上である
とき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定
による国の補助金額の算定について準用する。
3 国は、災害（火災にあつては、地震による火
災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅
失し、又は著しく損傷した場合において、事業
主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公
営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、
予算の範囲内において、当該公営住宅の建設に
要する費用（当該公営住宅の建設をするために
必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要す
る費用を含み、公営住宅を建設するための土地
の取得等に要する費用を除く。以下この条にお
いて同じ。）、当該共同施設の建設に要する費用
（当該共同施設の建設をするために必要な他の
共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含
み、共同施設を建設するための土地の取得等に
要する費用を除く。以下この条において同じ。）、
若しくはこれらの補修（以下「災害に基づく補
修」という。）に要する費用又は公営住宅等を
建設するための宅地の復旧（公営住宅又は共同
施設を建設するために必要な土地を宅地として
復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。）、
に要する費用の二分の一を補助することができ
る。

4 前項の規定による国の補助金額の算定につ
いては、公営住宅の建設に要する費用若しくは共
同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修
に要する費用又は公営住宅等を建設するための
宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建
設費、標準補修費又は標準宅地復旧費を超える
ときは、標準建設費を公営住宅の建設に要する
費用若しくは共同施設の建設に要する費用と、
標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、
標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するた
めの宅地の復旧に要する費用とみなす。
5 前項に規定する標準建設費、標準補修費又は
標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設
に要する費用若しくは共同施設の建設に要する
費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営
住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費
用として通常必要な費用を基準として、国土交
通大臣が定める。
6 地方公共団体が、福島復興再生特別措置法
（平成二十四年法律第二十五号）第二十七条に
規定する特定帰還者（第十七条第三項及び第四
項において単に「特定帰還者」という。）の帰
還のための環境を整備し、又は同法第三十九條
に規定する居住制限者（第十七条第三項及び第
四項において単に「居住制限者」という。）の
生活の拠点形成するために公営住宅の建設等
をする場合において、同法第三十四條第三項に
規定する帰還・移住等環境整備交付金（第十七
条第三項及び第四項において単に「帰還・移住
等環境整備交付金」という。）又は同法第四十
六条第三項に規定する生活拠点形成交付金（第
十七条第三項及び第四項において単に「生活拠
点形成交付金」という。）を当該公営住宅の建
設等に要する費用に充てるときは、当該帰還・
移住等環境整備交付金又は当該生活拠点形成交
付金を第一項の規定による国の補助とみなし
て、この法律の規定を適用する。
（借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係
る補助）
第九條 事業主体は、公営住宅の借上げをする場
合において、公営住宅として低額所得者に転貸
するために必要となる住宅又はその附帯施設の
建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部
を補助することができる。
2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合に
おいて、共同施設として公営住宅の入居者の共
同の福祉のために必要となる施設の建設又は改
良を行う者に対し、その費用の一部を補助する
ことができる。
3 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて公
営住宅の借上げをする場合において第一項の規

定により補助金を交付するときは、予算の範囲
内において、当該住宅又はその附帯施設の建設
又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分と
して国土交通省令で定めるものに係る費用（以
下この条及び次条において「住宅共用部分工事
費」という。）に対して当該事業主体が補助す
る額（その額が住宅共用部分工事費の三分の二
に相当する額を超える場合においては、当該三
分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た
額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共
同施設の借上げをする場合において第二項の規
定により補助金を交付するときは、予算の範囲
内において、当該施設の建設又は改良に要する
費用のうち国土交通省令で定める施設に係る費
用（以下この条において「施設工事費」とい
う。）に対して当該事業主体が補助する額（そ
の額が施設工事費の三分の二に相当する額を超
える場合においては、当該三分の二に相当する
額）に二分の一を乗じて得た額を補助すること
ができる。
5 前二項の規定による国の補助金額の算定につ
いては、住宅共用部分工事費又は施設工事費
が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標
準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部
分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工
事費を施設工事費とみなす。
6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は
標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはそ
の附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又
は施設の建設若しくは改良に要する費用として
通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が
定める。
（災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又
は改良に係る国の補助の特例）
第十條 国は、第八条第一項各号の一に該当する
場合において、事業主体が災害により滅失した
住宅に居住していた低額所得者に転貸するため
公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住
宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に
対し前条第一項の規定により補助金を交付する
ときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅
共用部分工事費に対して当該事業主体が補助す
る額（その額が住宅共用部分工事費の五分の四
に相当する額を超える場合においては、当該五
分の四に相当する額）に二分の一を乗じて得た
額を補助するものとする。ただし、当該災害に

より滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数
（第八条第一項又は第十七条第二項若しくは第
三項の規定による国の補助に係る公営住宅（こ
の項本文の規定による国の補助に係るものを除
く。）で当該災害により滅失した住宅に居住し
ていた低額所得者に賃貸又は転貸をするものが
ある場合にあつては、これらの戸数を控除した
戸数）を超える分については、この限りでない。
2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定
による国の補助金額の算定について準用する。
（国の補助の申請及び交付の手続）
第十一條 事業主体は、第七条から前条までの規
定により国の補助（第七条第五項又は第八条第
六項の規定により第七條第一項若しくは第二項
又は第八条第一項の規定による国の補助とみな
されるものを除く。）を受けようとするときは、
国土交通省令で定めるところにより、事業計画
書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の
交付申請書を国土交通大臣に提出しなければな
らない。
2 国土交通大臣は、前項の規定による提出書類
を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の
交付を決定し、これを当該事業主体に通知しな
ければならない。
（都道府県の補助）
第十二條 都道府県は、公営住宅の整備、共同施
設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体
が市町村であるときは、当該事業主体に対して
補助金を交付することができる。
（地方債についての配慮）
第十三條 国は、事業主体が公営住宅を建設す
るための土地の取得等若しくは共同施設を建設す
るための土地の取得等若しくは公営住宅を買い取る
ための土地の取得若しくは共同施設を買い取る
ための土地の取得に要する費用に充てるために
起こす地方債については、法令の範囲内におい
て、資金事情の許す限り、適切な配慮をするも
のとする。
（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時
措置法の特例）
第十四條 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補
給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）
第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住
宅として低額所得者に転貸するため必要とな
る住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又
はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合にお

定により補助金を交付するときは、予算の範囲
内において、当該住宅又はその附帯施設の建設
又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分と
して国土交通省令で定めるものに係る費用（以
下この条及び次条において「住宅共用部分工事
費」という。）に対して当該事業主体が補助す
る額（その額が住宅共用部分工事費の三分の二
に相当する額を超える場合においては、当該三
分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た
額を補助するものとする。
4 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共
同施設の借上げをする場合において第二項の規
定により補助金を交付するときは、予算の範囲
内において、当該施設の建設又は改良に要する
費用のうち国土交通省令で定める施設に係る費
用（以下この条において「施設工事費」とい
う。）に対して当該事業主体が補助する額（そ
の額が施設工事費の三分の二に相当する額を超
える場合においては、当該三分の二に相当する
額）に二分の一を乗じて得た額を補助すること
ができる。
5 前二項の規定による国の補助金額の算定につ
いては、住宅共用部分工事費又は施設工事費
が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標
準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部
分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工
事費を施設工事費とみなす。
6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は
標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはそ
の附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又
は施設の建設若しくは改良に要する費用として
通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が
定める。
（災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又
は改良に係る国の補助の特例）
第十條 国は、第八条第一項各号の一に該当する
場合において、事業主体が災害により滅失した
住宅に居住していた低額所得者に転貸するため
公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住
宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に
対し前条第一項の規定により補助金を交付する
ときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅
共用部分工事費に対して当該事業主体が補助す
る額（その額が住宅共用部分工事費の五分の四
に相当する額を超える場合においては、当該五
分の四に相当する額）に二分の一を乗じて得た
額を補助するものとする。ただし、当該災害に

より滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数
（第八条第一項又は第十七条第二項若しくは第
三項の規定による国の補助に係る公営住宅（こ
の項本文の規定による国の補助に係るものを除
く。）で当該災害により滅失した住宅に居住し
ていた低額所得者に賃貸又は転貸をするものが
ある場合にあつては、これらの戸数を控除した
戸数）を超える分については、この限りでない。
2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定
による国の補助金額の算定について準用する。
（国の補助の申請及び交付の手続）
第十一條 事業主体は、第七条から前条までの規
定により国の補助（第七条第五項又は第八条第
六項の規定により第七條第一項若しくは第二項
又は第八条第一項の規定による国の補助とみな
されるものを除く。）を受けようとするときは、
国土交通省令で定めるところにより、事業計画
書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の
交付申請書を国土交通大臣に提出しなければな
らない。
2 国土交通大臣は、前項の規定による提出書類
を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の
交付を決定し、これを当該事業主体に通知しな
ければならない。
（都道府県の補助）
第十二條 都道府県は、公営住宅の整備、共同施
設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体
が市町村であるときは、当該事業主体に対して
補助金を交付することができる。
（地方債についての配慮）
第十三條 国は、事業主体が公営住宅を建設す
るための土地の取得等若しくは共同施設を建設す
るための土地の取得等若しくは公営住宅を買い取る
ための土地の取得若しくは共同施設を買い取る
ための土地の取得に要する費用に充てるために
起こす地方債については、法令の範囲内におい
て、資金事情の許す限り、適切な配慮をするも
のとする。
（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時
措置法の特例）
第十四條 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補
給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）
第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住
宅として低額所得者に転貸するため必要とな
る住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又
はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合にお

いては、当該住宅又はその附帯施設が同条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 公営住宅の管理

(管理義務)

第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状態に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、公営住宅の入居者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者)に限る。第二十八条第四項において同じ。)が第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事

項に依り、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 事業主体は、第一項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

6 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による国の補助を受け建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2 国は、第八条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅(第十条第一項の規定による国の補助に係るものを除く。)にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第八条第一項又は第十条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十二條第一項の規定の適用を受け、若しく

は特定帰還者に賃貸するため帰還・移住等環境整備交付金を充て、若しくは居住制限者に賃貸するため生活拠点形成交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二(最初の五年間は、四分の三)を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

4 地方公共団体が、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失した住宅に同日において居住していた低額所得者又は特定帰還者若しくは居住制限者である低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の帰還・移住等環境整備交付金又は生活拠点形成交付金が交付されたときは、当該帰還・移住等環境整備交付金又は生活拠点形成交付金、この法律の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

5 前各項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定める。

第十八条 事業主体は、公営住宅の入居者から三分の家の賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 事業主体は、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。

3 事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

(家賃等の徴収猶予)

第十九条 事業主体は、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

(家賃等以外の金品徴収等の禁止)

第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に關し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。

(修繕の義務)

第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならぬ。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。

(入居者の募集方法)

第二十二条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

(入居者資格)

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
- イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に

居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参照して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること

（入居者資格の特例）

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者のみならず、

2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならぬ。

（入居者の選考等）

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。

2

事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第二十六条 削除

（入居者の保管義務等）

第二十七条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならぬ。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十六条第三項、第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

4 事業主体は、公営住宅の入居者が第二項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十六条第四項の規定及び第二項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第四項の国土交通省令で定めるところにより把握した当該入居者の収入を勘案し、

かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 第十六条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るためにかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡しを請求に係る収入の基準を別に定めることができる。

3 第一項の政令で定める基準及び前項の条例で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

4 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

5 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

6 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び第四項並びに前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

8 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病気にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせん等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするよう努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、公共賃貸住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。）の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。

第三十一条 事業主体が第二十四条第一項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 事業主体が、第四十条第一項の規定により同項の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。（公営住宅の明渡し）

第三十二条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。
三 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
四 入居者が第二十七条第一項から第五項までの規定に違反したとき。
五 入居者が第四十八条の規定に基づく条例に違反したとき。

六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき、
2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならぬ。

3 事業主体は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

5 事業主体が第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。

6 事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十四条第一項の通知をすることができる。

（公営住宅監理員）
第三十三条 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置くことができる。

2 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから報告する。
（収入状況の報告の請求等）
第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条第二項若しくは第四項の規定による家賃の決定、第十六条第五項（第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条（第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請

求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第四章 公営住宅建替事業
（公営住宅建替事業の施行）
第三十五条 地方公共団体は、公営住宅の整備を促進し、又は公営住宅の居住環境を整備するため必要があるときは、公営住宅建替事業を施行するよう努めなければならない。

（公営住宅建替事業の施行の要件）
第三十六条 公営住宅建替事業は、次に掲げる要件に該当する場合に施行することができる。
一 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の政令で定める規模以上の一団の土地に集団的に存していること。
二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の大部分が第四十四条第一項の耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき公営住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合、当該土地の区域において新たに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅のうち入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りる。

四 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅が耐火性能を有する構造の公営住宅であること。
（建替計画）
第三十七条 事業主体は、公営住宅建替事業を施行しようとするときは、あらかじめ、公営住宅建替事業に関する計画（以下「建替計画」という。）を作成し、当該公営住宅建替事業により

除却すべき公営住宅又は共同施設の用途の廃止について国土交通大臣の承認を得なければならない。
2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数
二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数
三 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該建設をする土地の区域

3 前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積
二 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造
4 建替計画は、次に掲げる事項について適切な考慮が払われたものでなければならない。
一 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。

二 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該公営住宅又は公営住宅及び共同施設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されること。
5 第一項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

6 事業主体は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、当該用途廃止に係る公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の入居者（その承認があつた日における入居者に限る。）に対して、その旨を通知しなければならない。
7 前各項の規定は、建替計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに除却すべき公営住宅となつたもの入居者及び

除却すべき公営住宅でなくなつたもの入居者にすれば足りる。
（公営住宅の明渡し請求）
第三十八条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して三月を経過した日以後の日でなければならない。
3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。
（仮住居の提供）
第三十九条 事業主体は、前条第一項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。
（新たに整備される公営住宅への入居）
第四十条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。

2 事業主体は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対して、これを通知しなければならない。
3 事業主体は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が公営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該公営住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。
4 事業主体は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間内に当該公営住宅に入居しなかつた者について

は、第一項の規定にかかわらず、当該公営住宅に入居させないことができる。

（説明会の開催等）
第四十一条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に關し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該事業により除却すべき公営住宅の入居者の協力が得られるように努めなければならない。

（移転料の支払）
第四十二条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、国土交通省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払わなければならない。

（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）
第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（公営住宅又は共同施設の処分）
第四十四条 事業主体は、政令で定めるところにより、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは、国土交通大臣の承認を得て、当該公営住宅又は共同施設（これらの敷地を含む）を入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。

第五章 補則

（公営住宅又は共同施設の処分）
第四十四条 事業主体は、政令で定めるところにより、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは、国土交通大臣の承認を得て、当該公営住宅又は共同施設（これらの敷地を含む）を入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡の対価は、政令で定めるところにより、公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に充てなければならない。

3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適当であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第

三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

6 第一項又は第三項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）
第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第二十条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第二十二條に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六條に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三條第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第十八條第二項の国土交通省令で定める基準に従つて管理しなければならない。

3 前二項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に關する事項は、条例で定めなければならない。（事業主体の変更）

（事業主体の変更）
第四十六条 事業主体は、その管理に係る公営住宅又は共同施設を引き続いて管理することが不適当と認められる事情がある場合においては、国土交通大臣の承認を得て、これを公営住宅又は共同施設として他の地方公共団体に譲渡することができる。

2 前項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

（管理の特例）
第四十七条 次の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場合その他当該公営住宅又は共同施設を管理することが適当と認められる場合においては、当該公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて当該公営住宅又は共同施設の第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に關することを除く。以下この条において「同じ。」を行う。）を行うことができる。

一 都道府県 当該都道府県の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設
二 市町村 当該市町村の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設
三 都道府県が設立した地方住宅供給公社 当該都道府県の区域内において都道府県又は市町村が管理する公営住宅又は共同施設
四 市町村が設立した地方住宅供給公社 当該市町村の区域内において市町村又は都道府県が管理する公営住宅又は共同施設

2 前項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設を管理を行うおとるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 第二十二條第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募すること。
二 第二十五條第一項の規定により実情を調査し若しくは入居者を決定し、又は同条第二項の規定により入居者に通知すること。
三 第二十七條第三項から第六項までの規定による入居者又は同居者に対する承認をすること。

四 第二十九條第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第八項の規定により期限を延長すること。
五 第三十條第一項の規定によるあつせん等をする事。
六 第三十二條第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。
七 第三十三條第一項の規定により公営住宅監視員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監視員を命ずること。
八 第三十四條の規定により第二十九條第一項の規定による明渡しを請求し又は第三十條第一項の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

4 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、前項第一号（特定の者の入居に係る部分に限る。）、第二号（入居者の決定に係る部分に限る。）、第四号又は第六号（明渡しを請求に係る部分に限る。）に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

5 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

6 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第三章の規定の適用については、第十五條中「事業主体」とあるのは「事業

主体及び地方公共団体又は地方住宅供給公社」と、第二十五条第一項中「事業主体の長」とあるのは「地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(管理に関する条例の制定)

第四十八条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

(国土交通大臣及び都道府県知事の指導監督)

第四十九条 国土交通大臣及び都道府県知事は、公営住宅の整備、共同施設の整備並びにこれらの管理及び災害に基づく補修に関し、事業主体に対して報告させ、又は当該職員を指定して、関係の物件若しくは書類を实地検査させることができる。

2 前項の实地検査において、現に居住の用に供している公営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該公営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により实地検査に当たるとは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の場合において、都道府県知事は、報告の徴収又は实地検査の結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第五十条 国土交通大臣は、事業主体が公営住宅の整備、共同施設の整備又はこれらの管理若しくは災害に基づく補修について、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があつたときは、当該事業主体に対して、国の補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した国の補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(協議)

第五十一条 国土交通大臣は、公営住宅(第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。)について、次に掲げる事項に関する処分をする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣と協議しなければならない。

一 第十一条第二項の規定による国の補助金の交付の決定

二 第四十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

三 第四十六条第一項の規定による譲渡の承認(権限の委任)

第五十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第五十四条 第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行の時に、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年年度において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅とみなして、この法律の規定(第七条を除く。)を適用する。

3 前項の規定に基づく第十六条の規定の適用については、この法律施行の時に、地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅について既に決定している家賃は、同条第一項の規定により事業主体が定めたものとみなす。

4 海外からの引揚者に対する応急援護のため設置した住宅及びこの法律施行の後同様の目的のため設置する住宅については、当分の間、この法律の規定を適用しない。

5 国は、当分の間、事業主体に対し、第七条第一項の規定により国がその費用について補助する公営住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第一号第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第一項、第三項及び第四項の

規定(これらの規定による国の補助の割合については、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、事業主体に対し、第七条第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同施設の建設で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第二項から第四項までの規定(これらの規定による国の補助の割合については、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ、無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、事業主体に対し、公営住宅の建設等(第七条第一項の規定により国がその費用を補助するものを除く。附則第十二項において同じ。)、共同施設の建設等(第七条第二項の規定により国がその費用を補助することができ、無利子で貸し付けるものを除く。附則第十二項において同じ。))又は公営住宅若しくは共同施設の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第五項の規定により、事業主体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公営住宅の建設に係る第七条第一項、第三項及び第四項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第六項の規定により、事業主体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である共同施設の建設について、第七条第二項から第四項までの規定による当該貸付金に相

当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、事業主体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公営住宅の建設等、共同施設の建設等又は公営住宅若しくは共同施設の改良について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 事業主体が、附則第五項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14 附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二条第二号、第十一条及び第五十一条第一号の規定の適用については、第二条第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第五項の規定による無利子の貸付け」と、第十一条の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「第七条から前条までの規定により国の補助」とあるのは「附則第五項又は第六項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付金の貸付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」と、第五十一条第一号中「第十一条第二項」とあるのは「附則第十四項の規定により読み替えて適用される第十一条第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」とする。

15 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を超過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を超過した場合においては」とする。

附則（昭和二十七年八月五日法律第二十九号）
この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

附則（昭和三十四年五月一日法律第一五九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
（経過措置）
2 この法律による改正後の公営住宅法第十九条の規定は、この法律の施行前に事業主体が公営住宅法第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件を定め、又は変更した場合については、適用しない。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十四年六月一日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

和四十三年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十四年度以後に支出すべきものとされた国の補助金を除く。）から適用し、昭和四十三年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十四年度以後に支出すべきものとされた国の補助金及び昭和四十三年度以前の年度分の予算に係る国の補助金で昭和四十四年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 新法第十二条の二の規定は、事業主体が、国から新法第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による補助を受けて建設した公営住宅について適用する。

4 この法律の施行の際現に事業主体がこの法律による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第十三条第一項の規定により建設大臣にしている公営住宅の家賃の変更（変更後の家賃が旧法第十二条第一項に規定する限度をこえるものに限る。）又は家賃の定めについての承認の申請は、新法第十三条第二項の規定によつてしたものとしなす。

5 新法第二十一条の三第一項の規定による請求は、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者については、賃借期間の定めがないとき及びこの法律の施行の際における賃借期間の残存期間が二年以内であるときはこの法律の施行の日から起算して二年を経過した日、当該残存期間が二年をこえるときは当該残存期間を経過した日以後でなければすることができ、政令で基準を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者について相当と認められる配慮をしなければならない。

6 新法第二十一条の三第一項の規定により政令で基準を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者について相当と認められる配慮をしなければならない。

7 事業主体は、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者で、新法第二十一条の三第一項の規定による請求を受けたものの公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等についての希望を尊重するように努めなければならない。

附則（昭和五十五年四月一日法律第二七号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）抄
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年九月四日法律第八七号）抄
この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金金融特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年の予算から適用する。

附則（昭和六三年二月三日法律第一〇八号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二條第二項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十条から第四十五条まで、第四十六条（関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。）、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。）、並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日

附則（平成三年五月一日法律第七三号）抄
この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。
附則（平成八年五月三十一日法律第五五号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、平成十年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この法律による改正後の公営住宅法（以下「新法」という。）第七条から第十条までの規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。）について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、新法第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第四項及び第五項並びに第五十二条第二号及び第三号の規定は適用せず、旧法第十二条、第十二条の三から第十四条まで、第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十三条の二から第二十三条の十まで及び第三十条（第一号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、なおその効力を有する。前項の公営住宅については、新法第十七条の規定は適用せず、旧法第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「毎年度」とあるのは「平成十七年度までの間、毎年度」と、同条第三項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。

4 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

5 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

6 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

7 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

8 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

9 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

入居者が旧法第十七条に定める条件を具備しな
ければならない住宅又はその入居者の共同の福
祉のために必要な施設については、新法の規定
に基づいて供給された公営住宅又は共同施設と
みなして新法の規定（第七條から第十條まで及
び第十七條の規定を除く。）を適用する。

6 新法第十六條第一項、第二十八條第二項又は
第二十九條第五項の規定による家賃の決定に関
し必要な手続その他の行為は、附則第三項の公
営住宅又は共同施設については同項の規定にか
かわらず平成十年三月三十一日以前において
も、前項に規定する住宅又は施設については附
則第一項ただし書の規定にかかわらず前項の規
定の施行の日前においても、それぞれ新法の例
によりすることができる。

7 平成十年四月一日において現に附則第三項の
公営住宅に入居している者の平成十年年度から平
成十二年年度までの各年度の家賃の額は、その者
に係る新法第十六條第一項本文又は第四項の規
定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條
の規定による家賃の額を超える場合にあっては
新法第十六條第一項本文又は第四項の規定によ
る家賃の額から旧法第十二條又は第十三條の規
定による家賃の額を控除して得た額に次の表の
上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定
める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二
條又は第十三條の規定による家賃の額を加えて
得た額とし、その者に係る新法第二十八條第二
項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しく
は第八項の規定による家賃の額が旧法第十二條
又は第十三條の規定による家賃の額に旧法第二
十一條の第二項又は第三項の規定による割増
賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新
法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十
九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の
額から旧法第十二條又は第十三條の規定による
家賃の額及び旧法第二十一條の第二項又は第
三項の規定による割増賃料の額を控除して得た
額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表
の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、
旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の
額及び旧法第二十一條の第二項又は第三項の
規定による割増賃料の額を加えて得た額とす
る。

年度の区分	負担調整率
平成十年年度	〇・二五

平成十一年度 〇・五
平成十二年年度 〇・七五
8 平成十年四月一日において現に附則第五項の
規定により新法の規定に基づいて供給された公
営住宅とみなされる住宅に入居している者の平
成十年年度から平成十二年年度までの家賃の額は、
その者に係る新法の規定による家賃の額が同日
前の最終の家賃の額を超える場合には、新法の
規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を
控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度
の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を
乗じて得た額に、当該最終の家賃の額を加えて
得た額とする。

9 平成十年四月一日において、附則第三項の公
営住宅又は附則第五項の規定により新法の規定
に基づいて供給された公営住宅とみなされる住
宅に地方公共団体の承認を得て同居し、又は居
住している者は、それぞれ新法第二十七條第五
項又は第六項の事業主体の同居又は居住の承認
を受けたものとみなす。
10 平成十年四月一日前に旧法の規定によつてし
た請求、手続その他の行為は、新法の相当規定
によつてしたものとみなす。

附則（平成二年六月一六日法律第七
六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、附則第十七条から第七十二条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲
内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年七月一六日法律第八
七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五
條、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることによる部分に限る
。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項
に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定
（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に
係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の
規定、第八條及び第十七條の改正規定に係る部
分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第
十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四
項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六十
條、第六十三條、第六十四條並びに第二
百二條の規定 公布の日
（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）

（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）
第二百二十七條 施行日前に第四百十二條の規定に
よる改正前の公営住宅法（以下この条において
「旧公営住宅法」という。）第三十七條第一項の
規定により建築計画の承認を得た公営住宅又は
共同施設は、第四百十二條の規定による改正後
の公営住宅法（以下この条において「新公営住
宅法」という。）第三十七條第一項の規定によ
り用途廃止の承認を得た公営住宅又は共同施設
とみなす。
2 施行日前に旧公営住宅法第三十七條第一項の
規定によりされている建築計画の承認の申請
は、新公営住宅法第三十七條第一項の規定によ
りされた用途廃止の承認の申請とみなす。
（国等の事務）
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するものほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する「国」、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第六十一條において「国等の事務」という。）
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）
第六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。）の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為（以下この条において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律（これに基づき命令を含
む。）の経過措置に関する規定に定めるものを
除き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により国又は地方公共団体の機関に対し
報告、届出、提出その他の手続をしなければなら
ない事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていないものについては、この法律及
びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの
ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当
規定により国又は地方公共団体の相当の機関に
対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ
ればならない事項についてその手続がされてい
ないものとみなして、この法律による改正後の
それぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）
第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係
る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下
この条において「処分庁」という。）に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以
下この条において「上級行政庁」という。）が
あつたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分庁
に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁
であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二條第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。
（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第二百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようにすると
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及
び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ
いては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第
十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四
項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六十
條、第六十三條、第六十四條並びに第二
百二條の規定 公布の日
（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）
第二百二十七條 施行日前に第四百十二條の規定に
よる改正前の公営住宅法（以下この条において
「旧公営住宅法」という。）第三十七條第一項の
規定により建築計画の承認を得た公営住宅又は
共同施設は、第四百十二條の規定による改正後
の公営住宅法（以下この条において「新公営住
宅法」という。）第三十七條第一項の規定によ
り用途廃止の承認を得た公営住宅又は共同施設
とみなす。
2 施行日前に旧公営住宅法第三十七條第一項の
規定によりされている建築計画の承認の申請
は、新公営住宅法第三十七條第一項の規定によ
りされた用途廃止の承認の申請とみなす。
（国等の事務）
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するものほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する「国」、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第六十一條において「国等の事務」という。）
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）
第六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。）の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為（以下この条において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律（これに基づき命令を含
む。）の経過措置に関する規定に定めるものを
除き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により国又は地方公共団体の機関に対し
報告、届出、提出その他の手続をしなければなら
ない事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていないものについては、この法律及
びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの
ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当
規定により国又は地方公共団体の相当の機関に
対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ
ればならない事項についてその手続がされてい
ないものとみなして、この法律による改正後の
それぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）
第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係
る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下
この条において「処分庁」という。）に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以
下この条において「上級行政庁」という。）が
あつたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分庁
に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁
であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二條第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。
（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第二百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようにすると
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及
び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ
いては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第
十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四
項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六十
條、第六十三條、第六十四條並びに第二
百二條の規定 公布の日
（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）
第二百二十七條 施行日前に第四百十二條の規定に
よる改正前の公営住宅法（以下この条において
「旧公営住宅法」という。）第三十七條第一項の
規定により建築計画の承認を得た公営住宅又は
共同施設は、第四百十二條の規定による改正後
の公営住宅法（以下この条において「新公営住
宅法」という。）第三十七條第一項の規定によ
り用途廃止の承認を得た公営住宅又は共同施設
とみなす。
2 施行日前に旧公営住宅法第三十七條第一項の
規定によりされている建築計画の承認の申請
は、新公営住宅法第三十七條第一項の規定によ
りされた用途廃止の承認の申請とみなす。
（国等の事務）
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するものほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する「国」、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第六十一條において「国等の事務」という。）
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）
第六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。）の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為（以下この条において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律（これに基づき命令を含
む。）の経過措置に関する規定に定めるものを
除き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年三月二日法律第一五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年六月七日法律第一一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年二月八日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年六月二〇日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第二条から第四条まで及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一七年六月二九日法律第七八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年六月二九日法律第七九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年六月八日法律第六一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（公営住宅法の一部改正等に伴う経過措置）
第四条 附則第二条の規定による廃止前の住宅建設計画法第六条第一項の規定により作成された平成十三年度を初年度とする都道府県住宅建設五箇年計画（次項において「旧計画」という。）に基づく平成十七年度における公営住宅法第二条第七号に規定する公営住宅の整備及び同条第二十四号に規定する共同施設の整備（次項及び次条において「公営住宅の整備等」という。）については、なお従前の例による。

2 旧計画に基づく公営住宅の整備等であつて、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものに係るものは、第十七条第一項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、前条の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。

第五条 第十七条第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間に、平成十八年度の予算に係る公営住宅の整備等で緊急に実施する必要があるものとして、都道府県が関係市町村に協議するとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものであるものは、同項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、附則第三条の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。

（政令への委任）
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年五月一八日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年五月二日法律第三七〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公営住宅法（以下この条において「新公営住宅法」という。）第五条第一項又は第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同条第一項又は第二項の国土交通省令で定める基準は、同条第一項又は第二項の条例で定める整備基準とみなす。

2 第三十二条の規定の施行の際現に工事中の公営住宅又は共同施設については、新公営住宅法第五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公営住宅法第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、公営住宅の入居者の資格については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第三十二条

の規定による改正前の公営住宅法第二十三条中「次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあつては、第二号及び第三号）」とあるのは、「第二号及び第三号」とする。

（政令への委任）
第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七号、第四十八号の四から第四十八号の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百四条、第百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第百十四号、第百二十一条（都市再開発法第百三十三号の改正規定に限る。）、第百二十五号（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百四十一条の改正規定に限る。）、第百三十三号、第百四十一条、第百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第百四十九号（密集

市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第五百三十三条、第五百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第五百五十六条(マンションの建替への円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。)、第五百五十九条、第六百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第六百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「とき」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、協議会が組織されている場合は協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には「を削る部分を除く。))並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第六百六十三条、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五号の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第七百七十五条及び第七百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七号第二項第三号の改正規定に限る。))の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十三条、第一百五十五条及び第一百八条の規定公布の日から起算して三月を経過した日(政令への委任)

附則(平成二十三年二月二十四日法律第一二二号)抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日
 (政令への委任)
 第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 附則(平成二十四年三月三十一日法律第一三三号)抄
 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
 附則(平成二十五年五月一日法律第一二二号)抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (政令への委任)
 第十号 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 附則(平成二十七年五月七日法律第二〇五号)抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (施行期日)
 附則(平成二十九年四月二六日法律第二二五号)抄
 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三条、第七条(農業災害補償法第四百四十三条の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。))及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定 公布の日
 二 第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第八条及び第九条の規定並びに附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
 (政令への委任)
 第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から地域包括ケアシステムの強化のための介入

護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)の施行の日の前日までの間における第九十二条の規定による改正後の公営住宅法第十六条第四項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。
 (処分、申請等に関する経過措置)
 第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。))の施行の前日にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令で定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
 2 この法律の施行の前日にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の前日にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令で定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
 (政令への委任)
 第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 附則(平成二十九年六月二日法律第四五号)
 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び

第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
 附則(令和二年六月二日法律第四六号)抄
 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
 (施行期日)
 第二十三条 施行日前に公営住宅の建設又は買取りに要する費用に充てられた復興交付金又は帰還環境整備交付金については、公営住宅法第八條第一項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。
 2 施行日前に東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、又は特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充てて建設又は買取りをした公営住宅の家賃に係る国の補助の特例については、なお従前の例による。
 3 この法律の施行後に事業主体が公営住宅法第十六条第一項本文の規定に基づき復興交付金交付借上げ公営住宅の家賃を定める場合において、附則第八条の規定による補助がされたとき、又は当該復興交付金交付借上げ公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部若しくは一部に相当する額の同法第七条第五項第一号から第三号までに掲げる交付金が交付されたときは、当該補助又は交付金を同法第十七条第二項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。
 附則(令和三年三月三十一日法律第一九号)抄
 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
 附則(令和四年三月三十一日法律第七号)抄
 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。